

令和９年度 尾 道 市
認可保育所・認定こども園の入所について
～補足説明～



※詳細は**「令和９年度尾道市認可保育施設等入園案内」**を必ずお読みください。また、その他疑問点については、「尾道市子育て応援サイトおのはぐ」に掲載している「よくある質問」もご確認ください。

≪令和９年度入所申込の注意事項について≫

【１次受付】

・　１次受付期間に求職中として提出後に就労が決定し、追加書類を提出する方で、１次受付期間に間に合わなかった場合は、１２月２８日（月）までに子育て支援課または各支所に提出いただいた場合に限り、１次受付期間に提出した方と同等の取り扱いとします。

【２次受付】

・　１２月１１日（金）から１月３日（日）までの間、申込書類一式の提出は受け付けません。

・　１次受付期間後、１２月２８日（月）までに追加書類を提出できなかった方、２次受付期間に求職中として提出後に就労が決定し、追加書類を提出する方は、２次受付期間中に子育て支援課または各支所に提出いただいた場合に限り、２次受付期間に提出した方と同等の取り扱いとします。

【随時受付】

・　必ず各月の申込期限までに申込書類一式を提出してください。書類に不足がある場合、受付できません。

・　令和１０年３月入所は育児休業からの復職者のみ申し込み可能です。

≪証明書類の有効期間について≫

・　１次受付期間中に提出する場合　　…　発行日が令和８年１０月７日以降発行のもの。

・　１次受付期間経過後に提出する場合　…　手続日において発行日から１か月以内のもの。

≪就労要件での入所について≫

就労証明書に担当者以外の加筆および申請者本人が記入した恐れのあるものは無効です。証明内容に虚偽があった場合、入所決定を取り消し、入所している児童は退所となります。

就労証明書の内容について、証明した担当者の方に確認することがありますので、ご了承ください。また、就労状況について、年度の途中で随時確認する場合があります。

なお、就労によって得た所得は、必ず税務署等に申告を行ってください。**申告のない場合は、就労とみなしません。**

≪希望する保育施設の見学について≫

申込前に保育施設の見学が可能です。事前に見学をすることで、施設の雰囲気を感じられるだけでなく、方針等を聞くこともできるのでおすすめです。見学を希望される場合は、各施設に直接お問い合わせください。

≪慣らし保育について≫

児童が保育施設での新しい生活に慣れるため、保育時間を少しずつ長くするなど、慣らし保育を実施しています。実施期間や時間については、各施設へ直接ご相談ください。

【問い合わせ先】尾道市福祉保健部
子育て支援課児童保育係
電話：(0848) 38-9114

